

平成29年度「子育て応援カードキャンペーン」事業実施業務委託仕様書**1 委託業務名**

平成29年度「子育て応援カードキャンペーン」実施業務委託

2 委託業務の目的

社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、子育て応援サービスの店事業に係る子育て応援カード協賛店の募集やキャンペーンの実施を内容とする「子育て応援カードキャンペーン」を実施する。

3 業務を委託する期間

契約日から平成30年1月31日まで

4 委託料

792,715円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 事業の概要**(1) 子育て応援カードキャンペーンの実施****① 期間（応募期間）**

最低1ヶ月間 ※消印有効とする

② 内容

県民が子育て応援カード協賛店を利用し、応募すると協賛店等が提供する賞品が当たるキャンペーンを実施する。

③ 応募先

委託先（以下：キャンペーン事務局）に応募する。

④ 賞品

前回キャンペーンの応募数上位の協賛店に、賞品提供を依頼する。

その他、10万円相当の賞品を宮崎県からの提供とする。

⑤ 抽選

県子ども政策課にて抽選を行い、授与する賞品を決定する。

⑥ その他

応募の管理・集計（応募枚数、利用店舗）を行う。

(2) 子育て応援カード協賛店の募集及び協賛店の情報更新作業

子育て応援カード対象者のニーズに合った、新規協賛店及びサービス内容を募集すること及び所在不明の協賛店について、移転先等の調査を行うこと。

6 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行う。

(1) 子育て応援カードキャンペーンの実施

下記①～⑥を含む、「子育て応援カードキャンペーン」の実施に係る一切の業務を行うこと。

① 賞品の提案及び用意

賞品は県産品、子育て家庭が喜ぶもの、旬のものが望ましい。

なお、賞品は前回キャンペーンの応募数上位の協賛店から提供してもらうこととし、そのための調整及び依頼を行う。また、このほか委託料に含まれる県予算10万円程度を活用した賞品の提案、用意を行う。

※ キャンペーン応募数上位協賛店リストは、企画提案協議説明会若しくは要望に応じ提供します。

② キャンペーンの広報

子育て応援カード交付対象者を中心とした効果的な広報の提案及び実施

③ キャンペーンチラシのデザイン及び作成

キャンペーンにふさわしいチラシのデザイン・作成及び、効果的な広報の一環として部数や配布先の提案

<参考：平成28年度実績>

作成部数：60,000枚

配布先：協賛店（約1,400カ所）、幼稚園・保育所等（約530カ所）児童館等（約170カ所）

なお、上記配布先の住所等のデータの提供、封筒の提供及び発送はこども政策課が行う。

④ 応募の管理・集計

応募の管理・集計（応募枚数、利用店舗）を行う。

⑤ 協賛店及び募集希望者等への対応

キャンペーン事務局として、問い合わせに対応する。

⑥ 賞品の発送

県が提示する日に当選者へ賞品の発送を行う。

(2) 子育て応援カード協賛店の募集及び協賛店の情報更新作業

① 20店舗程度を目安として協賛店が増えるよう募集を行うこと。

② キャンペーンチラシが送付できない所在不明の協賛店について、移転先等の調査を行い報告すること。

7 企画書の内容

以下については、必ず企画書に記載すること。

(1) キャンペーン応募者の目標数

(2) 目標数達成に向けての取組（応募方法、キャンペーン期間、広報の方法等）

8 業務遂行上の注意事項

- ・ 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。

【参考】子育て応援サービスの店事業について

1 目的

子どもと子育てを県民全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」の一環として、子育てに対する喜びと楽しさを感じられる社会を目指して、子育てを応援するサービスを提供する県内の店舗等を子育て応援カード協賛店として募集、登録を行い、子育て家庭の支援につなげる。

2 概要

- (1) 協賛店の募集対象
店舗、施設等
- (2) サービスの対象者
小学生以下の子ども又は妊娠中の方のいる家庭
- (3) サービス内容
協賛店が割引や心遣い等のサービスの提供を行う。

【具体例】

- ・「ソフトドリンク 1 杯サービス」(ふぁみり庵はいから亭)
 - ・「10%OFF」(宮崎観光ホテル内飲食店)
 - ・「おむつ替え、授乳スペースの提供、ミルクのお湯提供」(コープみやざき)
- (4) サービスの提供方法
子育て家庭が、子育て応援カード協賛店の受付等で「子育て応援カード」を提示し、子育てを支援するサービスを受ける。
 - (5) 協賛店の登録の状況
1,404 店(平成 29 年 3 月末現在)
協賛店にはステッカー等を配布しており、県庁ホームページからも一覧を確認できる。

3 子育て応援カードについて

- (1) 交付開始時期
平成 25 年 4 月 1 日
- (2) 交付場所
市町村担当窓口
※初年度は、小学校、幼稚園及び保育所を通じて、カードの配布を行った。
- (3) 交付方法
親子(母子)健康手帳、健康保険証等で確認し、カードを交付する。

4 参考

- (1) 宮崎県の子育て世帯総数
99,900 世帯(平成 27 年国勢調査抽出速報集計より)
- (2) 応援カード全国展開
平成 28 年 4 月 1 日より段階的に、全国の子育て応援カードの相互利用ができることとなった。県外在住者もこのキャンペーンに応募可能。